

(戦争非協力) 西宮市に「平和・無防備条例」を いっしょに創りましょう!

この条例が出来たら、
戦争に協力しない街になります。
国際条約で西宮市の平和と安全、
市民の命と財産が守られます。

**直接請求署名の受任者になってください。
受任者の紹介をしてください。**

世界では、今でも、さまざまな戦争や紛争が続いています。

私たちの子どもや孫たちが、将来、戦争に参加する事がないようにと願います。

1983年、西宮市は、平和非核都市宣言をおこない、世界中の核兵器の廃絶を訴えるとともに、平和を愛する社会をはぐくみ築く事を誓いました。

また、西宮市はさまざまな国の人たちが暮らす街であり、より良き共生をめざしています。

原爆から60年・震災から10年の今年、平和無防備条例をつくって、平和な街・西宮を未来の子どもたちに残したいと思います。

条例制定の直接請求のために、西宮市内で6万人の署名を集めたいと考えています。署名期間は4/29～5/28の予定です。賛同人や、受任者(署名を集めていただく西宮市内有権者の方)を広く呼びかけています。



イラクの
子どもたち

写真提供：
週刊 MDS

西宮市に『平和・無防備条例』を実現する会

連絡先: 080 - 3397 - 3311 (平日は夜のみ)

詳しくは、<http://nishinomiya.muboubi-net.com/>

賛同金の振込先

郵便口座: 00980 - 0 - 315159

口座名: 「無防備地域宣言」西宮

Fax 専用 0798-46-1561

両方かどちらかに をつけてください **賛同人・受任者** になります。 申込日 月 日

お名前			Eメール		
住所	〒 -				
TEL			FAX		
(賛同人の場合) 氏名公表 可・不可 賛同金 1000円 × ()			(受任者の場合) 生年月日		西暦 M T S 年 月 日

「生年月日」は、西宮市選挙管理委員会が有権者確認をするために必要です。他の目的には一切使いません。

平和・無防備都市条例ってなに？

いかなる戦争にも協力しない、平和な街をつくるための施策を条例にします。

1. 平和に生きる権利が市民一人ひとりであることを明記。
2. 西宮市は、戦争に関する事務などを行わず、非核政策を貫く。
3. 西宮市は、平時から国際人道法にある「無防備地域宣言」の条件を満たすよう努める。
4. 西宮市は、ふだんから平和行政をすすめ、世界の都市と平和友好関係を広げる。

などを定めたいと考えています。

国際人道法ってなに？

人類は、戦争で多くの悲劇を生み出してきましたが、一方で、戦争をなくす努力も重ねてきました。

その努力の中で、戦時の非人道的行為の禁止や民間人の保護などを定めた諸条約ができました。それを「国際人道法」と言っています。第2次世界大戦後、スイスのジュネーブで結ばれたのが、有名な「ジュネーブ条約」です。

ちょうど、その頃、日本では平和憲法でき、日本に住む私たちは、武器を持たないで世界の平和と幸福を実現しよう、と誓いました。

さらに、一般市民の犠牲が圧倒的に多かったベトナム戦争を教訓にして、民間人を一層保護するために、ジュネーブ条約の追加議定書ができました。その第1追加議定書の第59条に「無防備地域」の規定があります。

「無防備地域宣言」ってなに？

戦争がさしこまれた時、武器や軍隊を持たない地域を「無防備地域」として宣言することです。

「無防備地域」は、次の4つの条件を満たしていれば自治体が宣言できます。

その条件は、戦闘員・移動兵器の撤去、固定した軍用施設などの使用禁止、(軍事的な)敵対行為の禁止、軍事行動を支援しない、です。

平和条例に「無防備地域」を盛り込む意義は？

平時から、この4つの条件を守ることにこそ大きな意味があります。

私たちは、戦争で子どもたちなどが犠牲になるのを見たくありませんし、戦場にも行かせるたくありません。

これは、武器を持たないで世界の平和と幸福を実現しよう、と誓った憲法を地域レベルで具体化することです。

国が地方自治体や市民を戦争に協力させようとしている今、「平和・無防備都市条例」をつくることは必要です。

地方自治体には、市民の安全と平和を守る責任と権限があります。外交や防衛の分野を、国に独占させてはいけません。国は、自衛隊を海外派兵して戦争の方向にすすんでいます。一方、自治体の国際交流、平和友好都市などは「自治体の平和外交」とも言われています。地方自治体は、平和を実現する力をもっています。

“ともに平和に生きる社会”を実現するためにも、「平和・無防備都市条例」を実現しましょう。

子どもたちの未来のために.....

(西宮市・「交通公園」にて)



おもて面の

賛同人・受任者のFAX申込みは、

0798-46-1561 (FAX専用)へ